

**技術研究組合制度の運用・
制度改正について**
～CIPの普及・促進に向けて～

令和元年11月25日
経済産業省 産業技術環境局

- 1. 技術研究組合の概要**
- 2. 技術研究組合の現状と課題**

- 1. 技術研究組合の概要**
2. 技術研究組合の現状と課題

技術研究組合の概要

➤ 技術研究組合は、複数の企業や大学・独法等が共同して試験研究を行うために、技術研究組合法に基づいて、大臣認可により設立される法人

➤ 特徴（メリット）

✓ 組合

① **法人格を有する大臣認可法人**

② 組合が賦課金により取得した設備は**税制上の圧縮記帳**が可能 ※適用期限 令和3年3月末

③ 要件を満たした場合、**特許料等の減免制度**の利用が可能

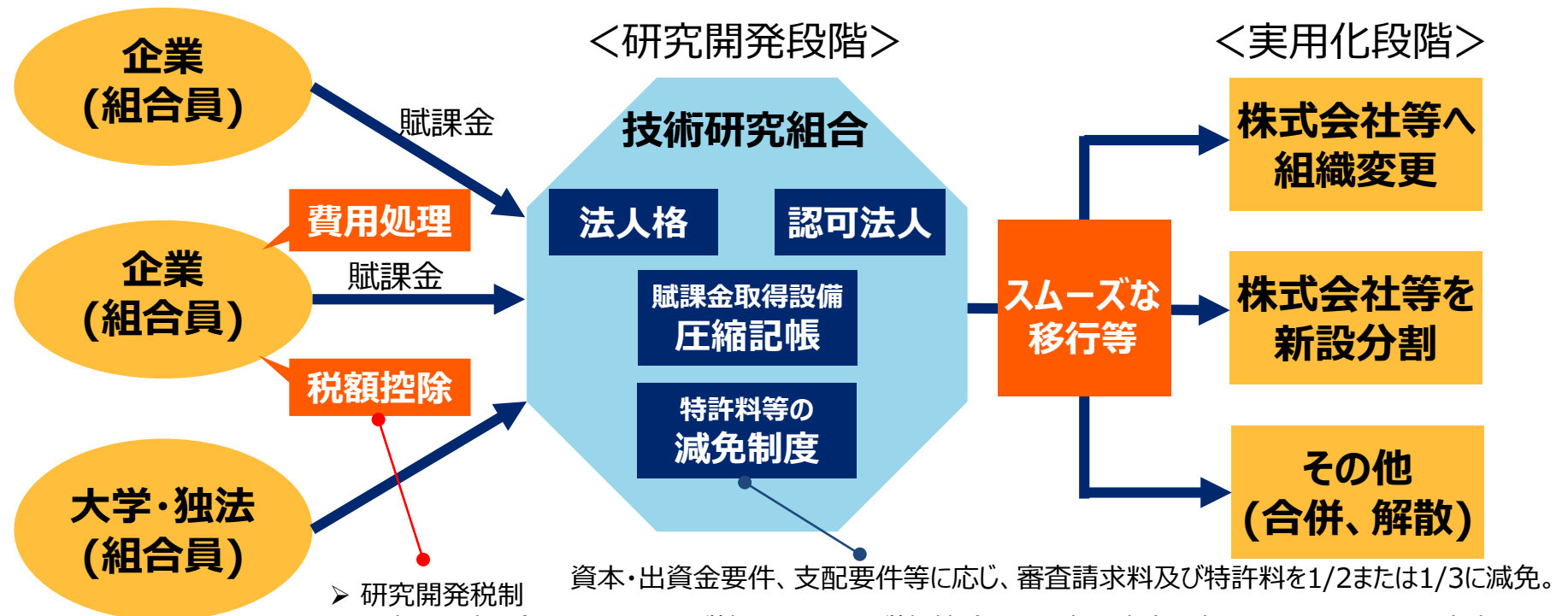
④ 組合から**株式会社等へのスムーズな移行**が可能

✓ 組合員

支払う賦課金について、

① **試験研究費として費用処理**

② 法人税額から**20%の税額控除**が可能



外部連携の推進に向けて技術研究組が活用されている例

- 外部連携の推進に向けては、大学の要素技術を核とした産学連携による共同研究や、大企業間での協調領域における研究開発等において活用されている事例あり。

○大学の要素技術をもとに、産学連携による共同研究

例：技術研究組合次世代3D積層造形技術総合開発機構(TRAFAM)

世界一の造形速度、造形精度を有する次世代型産業用3Dプリンタ技術の共同研究開発

近大、東北大、産総研、JAXA、中小企業を含む34企業等から構成



○大企業間での協調領域（業界の共通課題）における研究開発

例：自動車用内燃機関技術研究組合(AICE)

燃費向上・排出ガス低減実現に向けた共同研究開発

自動車メーカー9社、2団体等から構成



(参考) 技術研究組合リチウムイオン電池材料評価研究センター (LIBTEC) の概要

- **設立年月日** : 平成22年4月2日
- **理事長** : 吉野 彰 (旭化成 (株) 名誉フェロー)
- **組合員** : (29企業 1 国法)

旭化成(株)、出光興産(株)、関西ペイント(株)、(株)クラレ、(国法) 産業技術総合研究所、(株)GSユアサ、JSR(株)、住友金属鉱山(株)、大日本印刷(株)、東亜合成(株)、東レ(株)、凸版印刷(株)、トヨタ自動車(株)、日産化学(株)、日産自動車(株)、(株)日本触媒、パナソニック(株)、ビークルエナジージャパン(株)、富士フイルム(株)、(株)本田技術研究所、マクセル(株)、三井化学(株)、三井金属鉱業(株)、三菱ケミカル(株)、(株)村田製作所、ヤマハ発動機(株)、住友化学(株)、(株)小松製作所、マツダ(株)

- **事業費** : 令和元年度 13.4億円
(NEDO「先進・革新蓄電池材料評価技術開発 (第2期)」の受託)
- **事業の概要** : リチウムイオン電池等蓄電池材料の評価研究。

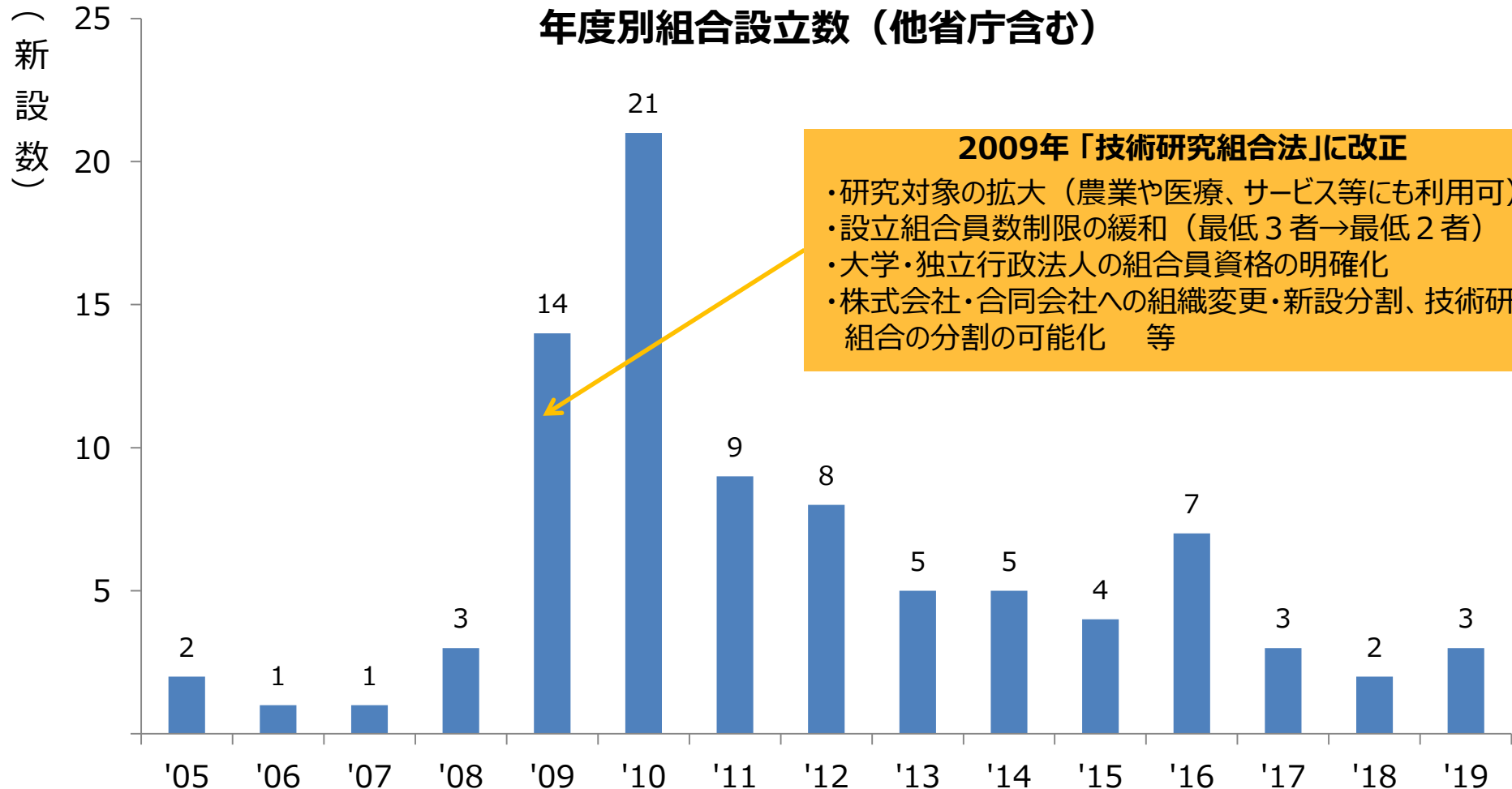


1. 技術研究組合の概要
2. 技術研究組合の現状と課題

技術研究組合の設立状況（令和元年11月1日現在）

- 1961年の「鉱工業技術研究組合法」施行後、累計で267組合が設立。（存続している組合数は58組合。）
- 2009年に法律を改正し、組合の研究対象とできる範囲の拡大や2者での設立が可能となったことにより、設立数が増加したものの、その後は停滞している。

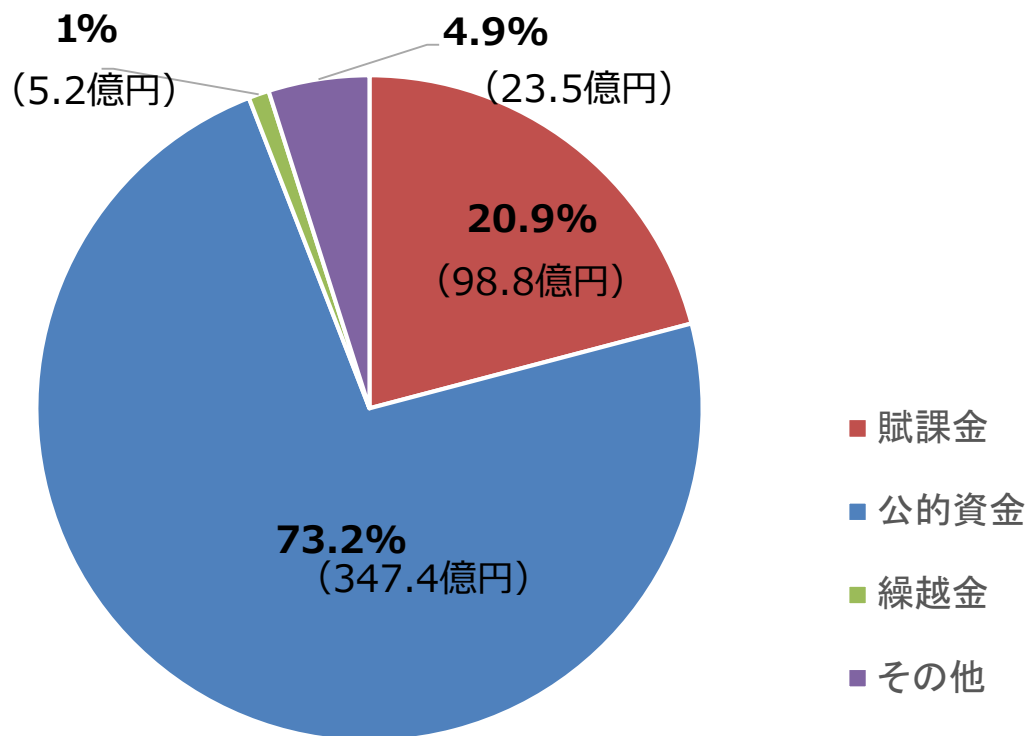
年度別組合設立数（他省庁含む）



技術研究組合の収入状況（平成29年度実績値）

- 現在の技術研究組合の多くは、ナショナルプロジェクトの受託を前提として設立されていることが多く、収入額全体の4分の3はナショナルプロジェクト由来の公的資金に依存している。
- その中でも知財収入や組合員からの賦課金収入などの自主財源を中心として、自主的な組織運営を行っている組合はあるものの、相対的にその規模は小さい。（数千万円～数億円）

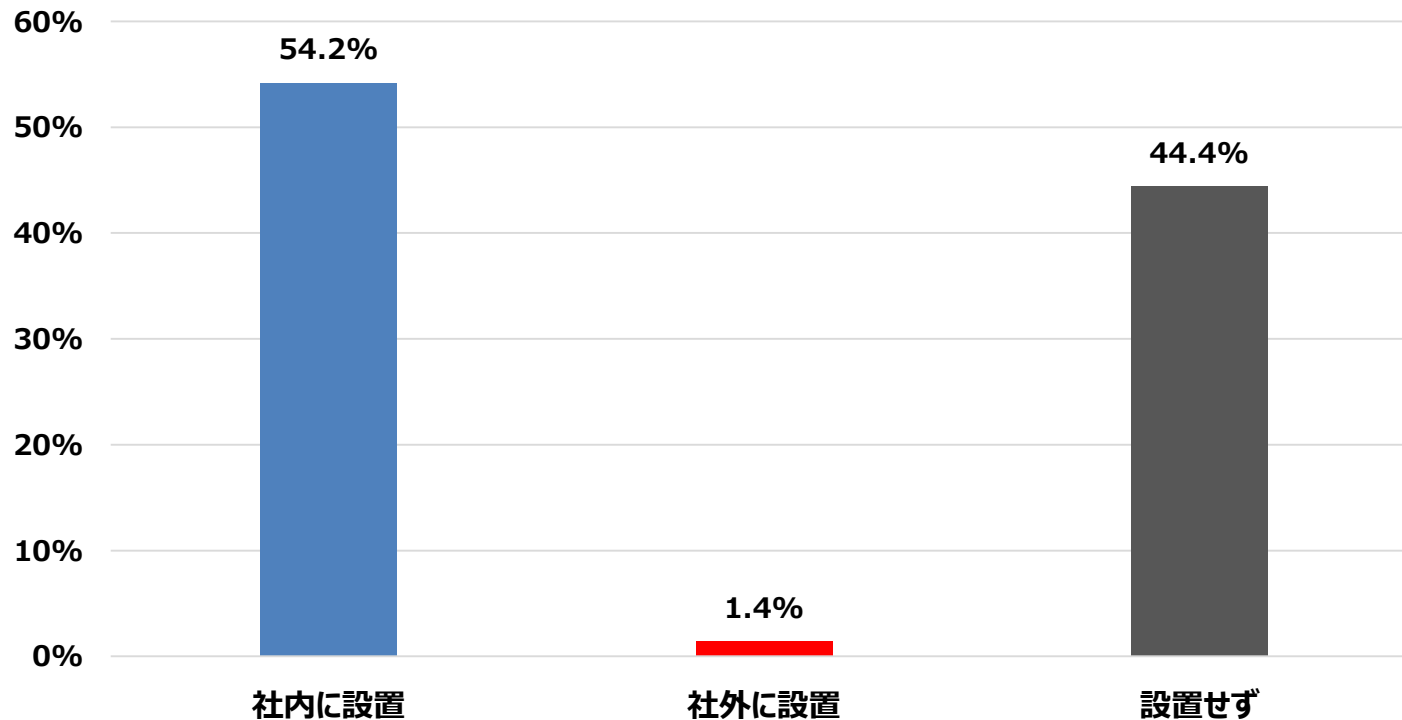
技術研究組合※の収入額（年間）の割合（%） <総収入：約475億円>



(出所)「平成30年度技術研究組概況調査」(平成30年11月1日現在、経済産業省 技術振興・大学連携推進課)
※経済産業省所管(43組合)を対象

- 研究開発の外部との連携を進めることを目的に、社外に技術研究組合などを設置した企業は少ない。
- 外部との連携を進めるため、技術研究組合などの利用拡大が課題。

外部連携を進めるための組織の設置状況



(注) 日本国内の上場企業のうち、年間売上高・研究開発費が100万円以上の企業1,004社（回答数206社）を対象としたアンケート調査。当該206社のうち、売上高研究開発費比率が3%以上の企業72社における外部連携組織の設置状況。（「問28 貴社において外部連携を進めるための組織は設置されていますでしょうか。当てはまる番号に○を付けてください。1. 社内に設置している 2. 社外に設置している 3. 設置していない」に対する回答）

(出所) 経済産業省（2017）「平成28年度産業技術調査事業（我が国企業の研究開発活動の支援のあり方に関する調査）」を基に作成。

外部連携促進に向けた技術研究組合の活用における課題（ヒアリング結果）

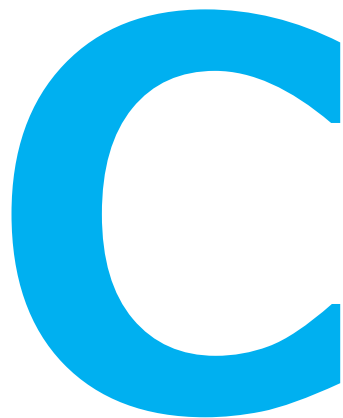
- 技術研究組合関係者からの声を踏まえ、技術研究組合の設立・運営手続き等の簡素化やガイドラインの策定等による明確化を行い、設立認可から事業会社化までを迅速化する。
- また、外部連携活性化に向けたビークルとしての技術研究組合活用促進のために、新たな枠組みの下での呼称変更・PRを実施。

ステージ	課題	今後の対応
設立前段階	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 制度を知らなかったため、活用を検討しなかった。 ✓ 技術研究組合の名称から仕組みがイメージできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 呼称（Collaborative Innovation Partnership : CIP）の策定及び普及により更なる活用を促進
設立認可段階	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立認可の基準がわかりにくい。 ✓ 認可時、設立時の手続等のプロセスがわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ガイドライン等の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・設立認可基準の更なる明確化、モデル定款・規約等の整備による認可手続の透明化・迅速化 ・試験研究活動の一環として実施可能な業務範囲の明確化（例：実証研究等）等
研究開発段階	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実証・受託研究など、実施可能な業務範囲が不明瞭。 ✓ 知的財産権の帰属や取扱いについてのルール策定が困難。 ✓ 組合組織の運営・管理についてのノウハウが無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 手続の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・設立申請資料等の簡素化 等
事業化段階	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組織変更の認可基準が不明確。 ✓ 知的財産、研究設備等の継承・処分等の新組織移行のための具体的な手続きがわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サポート体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産の帰属等の利害調整や組織管理に関するノウハウの蓄積・サポート体制の充実

(参考) 技術研究組合の更なる活用促進のための呼称策定

- 外部連携推進のための組織体として理解を得られやすい呼称を策定し、普及することで技術研究組合の更なる活用促進を促す。

【呼称】



Collaborative

関係者の共同により



Innovation

次々とイノベーションを生み出す



Partnership

組織体